

令和8年(2026年)6月9日	
所 属	資産税課
所属長	中尾 智次
電 話	06-6489-6262

固定資産税・都市計画税に係る国家賠償請求事件について（概要）

1 概要

- (1) 原告 日亜鋼業株式会社（尼崎市中浜町19番地）
- (2) 対象土地 （原告所有土地31筆のうち）道意町6丁目74番地 他19筆
- (3) 訴えの要旨 平成15年度から29年度において、用途地区の区分の誤りにより過去に払い過ぎた固定資産税等の約2億円とその法定利息及び訴訟費用を支払え
- (4) 本市の主張 本市の対応に違法性及び過失並びに注意義務違反はない。
- (5) 第1審判決日 令和7年4月22日（本市の全面敗訴）
- (6) 控訴審判決日 令和7年10月31日（本市の全面敗訴（第1審の引用））
- (7) 上告審判決日 令和8年6月5日（本市の全面敗訴（上告及び上告受理申立て棄却））

2 上告審判決の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない
- (3) 上告費用及び申立費用は、上告人兼申立人の負担とする。

3 今後の本市の対応予定

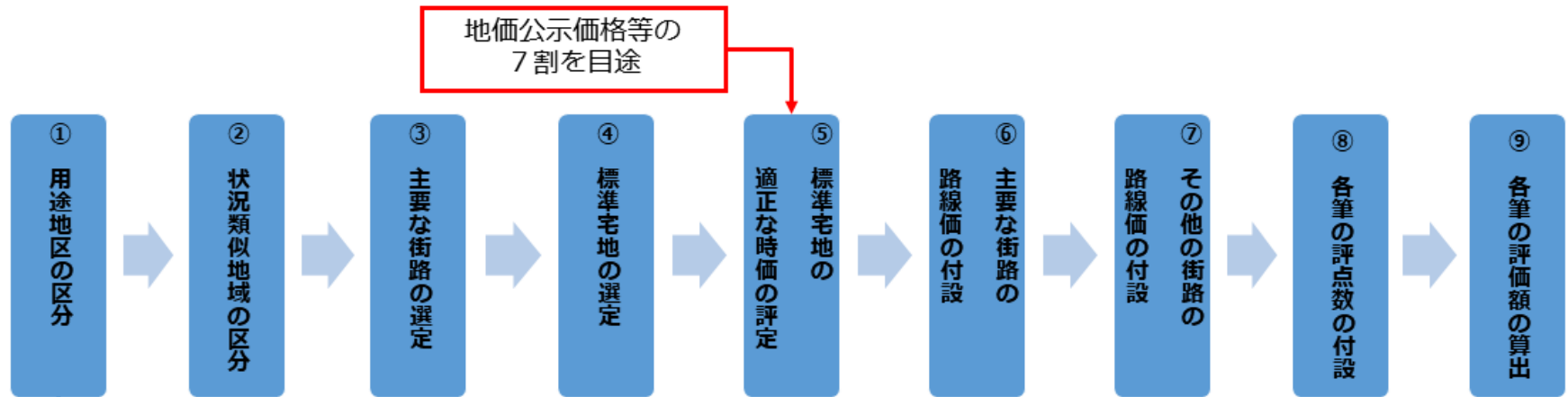
今後の対応については、現時点で調整中ではあるが、速やかに、相手方と支払期日等の交渉を行い、損害賠償金の支払い等を行うための準備を進めていく。

以 上

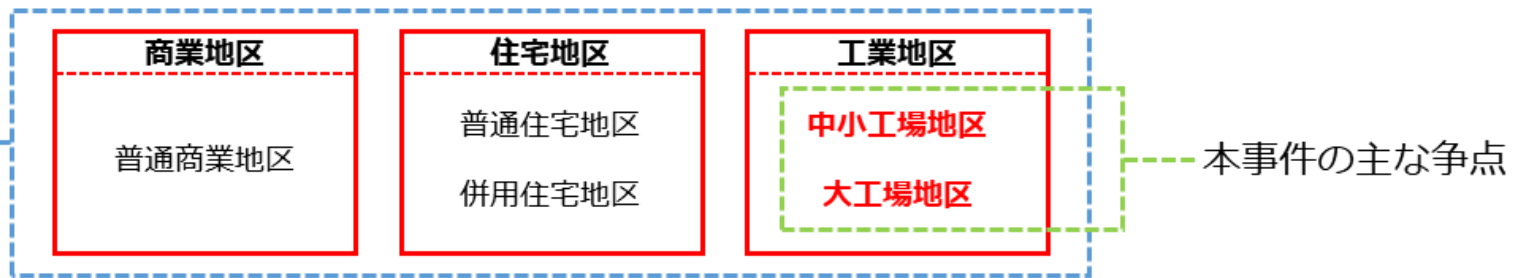
＜参考資料＞事件の経緯・経過

- (1) 平成30年7月27日
原告が尼崎市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）への審査申出。原告は、対象土地の用途地区は中小工場地区ではなく大工場地区であるとの主張
- (2) 令和3年9月24日
委員会は、原告の「大工場地区として評価すべき」という主張を認容する審査決定され、その後、本市が同決定に基づく評価額の修正
- (3) 令和4年2月22日
原告から平成29年度分の過納金還付請求
- (4) 令和4年3月9日
本市による平成29年度の税額修正は行わない旨の回答
- (5) 令和4年3月25日
原告から平成14年度から平成29年度の固定資産税及び都市計画税相当額並びに利息相当分約3億円支払請求
- (6) 令和4年5月9日
本市は返還を行わない旨の回答
- (7) 令和4年10月28日
原告による訴えの提起
- (8) 令和6年9月17日
裁判所から和解に向けた対応可能性についての検討依頼
- (9) 令和6年10月29日
和解には応じない旨の回答
- (10) 令和7年2月4日
口頭弁論結審（口頭弁論期日 令和5年6回 令和6年6回 令和7年1回 合計13回）
- (11) 令和7年4月22日
第1審判決言渡し（本市の全面敗訴）
- (12) 令和7年4月25日
神戸地方裁判所尼崎支部へ控訴状を提出
- (13) 令和7年6月19日
神戸地方裁判所尼崎支部へ控訴理由書を提出
- (14) 令和7年8月27日
第2審第1回口頭弁論期日
- (15) 令和7年10月31日
第2審判決言渡し（本市の全面敗訴（第1審の引用））
- (16) 令和7年11月13日
大阪高等裁判所へ上告及び上告受理申立て
- (17) 令和7年12月25日
大阪高等裁判所へ上告理由書及び上告受理申立理由書を提出
- (18) 令和8年2月17日
最高裁判所からの記録到着通知
- (19) 令和8年6月5日
最高裁判所による棄却決定

(別添図1) 市街地宅地評価法について



本市における用途地区の区分



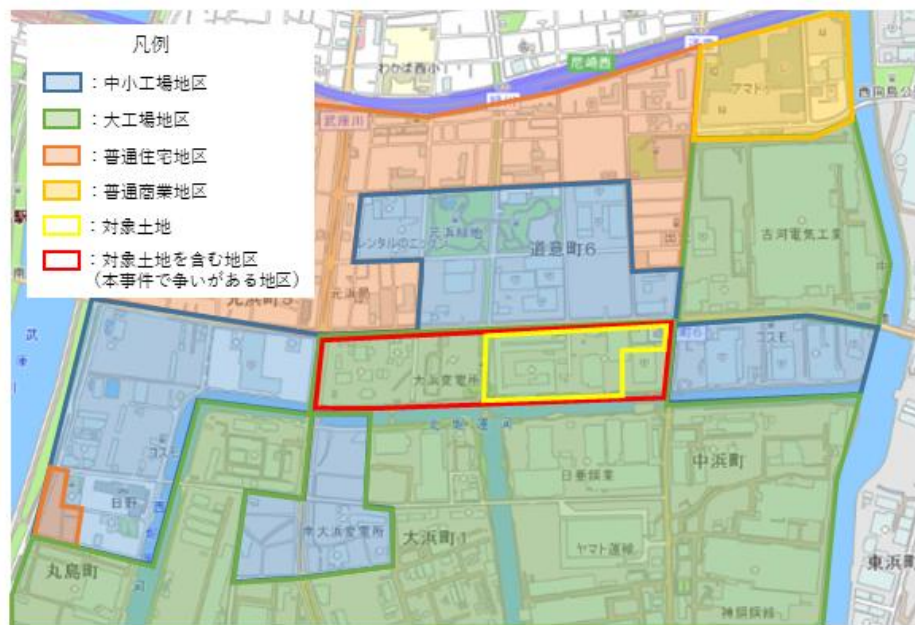
用途地区……「現実の利用状況」に着目した税制上の区分

用途地域……「目指すべき土地利用の方向」に着目した都市計画法上の区分

必ずしも一致しない

(別添図2) 対象土地について

令和6年度時点の用途地区の区分図(抜粋)



平成30年度時点の用途地区の区分図(抜粋)

